

「指定地域密着型通所介護」「第1号通所事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

NPO法人たすけあい平田デイサービスセンターさわやかの概要及びサービス内容、契約上ご注意いただきたいことについて次のとおり説明いたします。

1 事業者及び事業所の概要

事業者	特定非営利活動法人たすけあい平田
所在地	出雲市西代町 1032-4
代表者	理事長 熊谷美和子
事業所	NPO法人たすけあい平田デイサービスセンターさわやか
連絡先	電話 0853-31-6500 FAX 0853-31-6501
営業日	月曜日～土曜日（年末年始 12/29～1/3 は休業します。）
営業時間	9時10分から16時20分まで
事業者が行っている事業	指定訪問介護 指定居宅介護支援事業 介護タクシー（福祉移送サービス）居宅介護 たすけあい制度 国土交通省認定講習 各種研修 しまね移送サービス支援センター 指定通所介護、通所型サービスA
通常の事業実施地域	出雲市内

2 職員の配置状況

管理者	1名（常勤兼務）
生活相談員	4名（常勤兼務3名、非常勤兼務1名）
介護職員	10名（常勤専従4名 常勤兼務3名 非常勤専従2名 非常勤兼務1名）
看護職員	3名（非常勤専従2名、非常勤兼務1名）
機能訓練指導員	3名（非常勤専従2名、非常勤兼務1名）

3 事業の目的と運営方針

介護保険の認定を受け、当事業所のサービスを利用される方が自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の立場に立って良質な通所介護サービス（デイサービス）を提供します。事業の実施に当たっては、関係他機関との連携のもとにきめ細かなサービスの提供に努めます。

4 サービスの内容

（1）送迎

ご自宅まで送迎します。送迎車の乗降、車両内での安全確保に努めます。

（2）健康チェック

血圧・体温・脈拍の測定を行い、利用者の健康管理を行います。

（3）昼食

栄養バランスや食事形態を考え、季節感ある楽しい食事を提供します。

- (4) 入浴
特殊浴槽・一般浴槽（個浴）で安心して入浴して頂けます。
- (5) 個別機能訓練
要介護者・要支援者に個々の身体状況に合わせた運動計画を作成し介護度の改善を目指します。
- (6) 生活相談
生活全般にわたる相談や援助等を行います。
- (7) その他（選択制メニュー）
レクレーションなど制作活動、余暇活動を提供させていただきます。

5 利用料金について

1 指定地域密着型通所介護費（1日につき）：単位

「一割負担の場合」

所要時間	7時間以上 8時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満
要介護1	753	416	436	657	678
要介護2	890	478	501	776	801
要介護3	1,032	540	566	896	925
要介護4	1,172	600	629	1,013	1,049
要介護5	1,312	663	695	1,134	1,172

※その他

入浴介助加算Ⅰ 40 単位

介護職員処遇改善加算Ⅰ（9.2%）

個別機能訓練加算Ⅰ（イ）56 単位/日

サービス提供体制強化加算Ⅱ 18 単位/日

②介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1、要支援2）

要支援1（週1回程度）	1,798 円/月
要支援2（週2回程度）	3,621 円/月

※その他

介護職員処遇改善加算1（9.2%）

サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援1（週1回） 72 単位/月

要支援2（週2回） 144 単位/月

③介護保険外料金

昼食代 680 円（おやつ代込み）

他、材料代等は自己負担となります。

6 利用料金の支払い方法

利用料は、翌月15日までに請求書を送付します。支払は自動引き落としで、毎月25日に引き落としをします。他の支払方法を希望される方は、相談に応じます。

7 償還払い（一時立て替え払い）が必要な場合

1 介護認定を受けていない場合

2 居宅サービス計画が作成されていない場合

上記の場合は、サービス利用料の全額を一時お支払いただき、介護保険の認定を受けた後、または、居宅サービス計画が作成された後に自己負担分を除く全ての額が払い戻されます。これを償還払いといいます。償還払いとなる場合は、介護給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

8 利用の中止、変更など

サービス利用の中止、変更又は追加をする場合は、前日か当日の朝 8 時 30 分までに申し出て下さい。ご希望に添うように調整いたします。

9 事故への対応について

事業所は、利用者に対する通所介護事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村に連絡を行い必要な措置を講じます。

事業所は、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべきことが発生した場合には当事業者が加入している保険の範囲内で損害賠償を行います。

10 損害賠償保険について（契約書第 12 条参照）

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・損害保険ジャパン日本興亜株式会社

11 虐待の防止

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研

修を実施する等の措置を講じるよう努めます。

12 ハラスメントの防止

（１）当事業所は、職場におけるハラスメントの防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

（２）利用者が、事業所の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13 苦情処理の体制について（契約書第 14 条参照）

（１）たすけあい平田の苦情処理体制は次のとおりです。遠慮なく相談をお寄せください。

- 1 窓口及び担当 NPO 法人たすけあい平田
苦情受付担当者 デイサービスセンター長 三島幸枝
電話番号 0853-31-6500
F A X 0853-31-6501

- 2 窓口以外に相談したい場合は、NPO 法人たすけあい平田第三者委員へお申し出ください。第三者委員は、次のとおりです。

NPO 法人たすけあい平田 第三者委員
川瀬 英 0853-66-0157
金森 功 0853-63-2409

（２）たすけあい平田以外の苦情相談窓口は、次のとおりです。

出雲市役所高齢者福祉部高齢者福祉課 電話 0853-21-6972
FAX 0853-21-6974

平田高齢者あんしん支援センター 電話 0853-63-8200
島根県国民健康保険団体連合会 電話 0852-21-2811

印